

平成29年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年5月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	6番	勝原貴美恵
	7番	宮本彰太郎	8番	東口 守夫
	12番	木下祐一郎	13番	山崎 儀章
	14番	岩見 正明	15番	古井 淳二
	16番	田中 正則	18番	谷口與理幸
	19番	木原君太郎	20番	有岡 正裕
	21番	安藤 博子	22番	澤田 俊雄

4. 欠席委員 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	14番 岩見 正明	15番 古井 淳二
第2	報告事項	農地法第3条の3第1項の届出書について 農地法第18条第6項の規定による通知書について	
第3	議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件	
第4	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件	
第5	議案第3号	農用地利用集積計画案の決定について	
第6	議案第4号	農用地利用配分計画案について	
第7	その他		

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は1名です。</p> <p>出席者数21名です。定足数に達していますので、平成29年度第2回八頭町農業委員会を始めます。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番岩見正明委員、15番古井淳二委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。</p> <p>委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今日は8件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今日は9件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。議案第1号 受付番 1-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 見槻地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 30㎡ 墓地を目的とした転用です。</p> <p>場所ですが、議案書の2ページから4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5ページに付けています。</p>

理由につきましては、現在の墓地は山中にあり道も険しく管理が困難なため、自宅近くに移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳のコピーにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。行政庁の許認可についてですが、墓地等経営に関する事前指導は協議終了しており問題ないと考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側、南側、北側は申請者所有の農地、東側は水路になっています。雨水は既設水路に放流、汚水排水は発生しませんので周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、25番田中洋司委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中洋委員 議案書3ページをご覧ください。申請者は80歳を超えられており高齢で一人暮らしをされています。現在の墓地は自宅裏の畑の上手、小高い山の中にあります。管理が大変であることから、平地に下して管理をしていきたいとのことです。周辺農地への影響はありませんので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。以上で議案第1

事務局

号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第4 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第2号 受付番号1-1、2-2は関係する案件ですので、事務局は一括説明をお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。
農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1、2-2について説明します。

受付番号1-1 土地の所在地 井古地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 785㎡

児童デイサービス施設を転用目的とした賃貸借権設定。

受付番号2-2 土地の所在地 井古地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 330㎡

児童デイサービス施設職員用駐車場を転用目的とした所有権移転売買。

場所は、議案書7～9、12、13ページに図面を付けていますが、井古集落内の農地になります。土地利用計画図は10、14ページに付けています。

理由につきましては、現在、鳥取市で開設している施設と井古の施設を1カ所に集約するため児童デイサービス施設を新築したいとのことです。また、規模拡大に伴い現在使用している駐車場だけでは不足するため、申請地に11台分の従業員駐車場を建設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当し、許可根拠は公益性が高い事業です。

資力及び信用についてですが、金融機関通帳のコピーにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、施設申請地については、東側は宅地、西側は町道、南側は水路、北側は田になっています。耕作者の同意は得られています。擁壁を設けて盛土を行い、雨水は既設水路に放流、汚水排水は公共下水へ接続します。施設は木造2階建てであり高さ約5m。隣地からは6m離れて建築しますので、日照、通風の影響はなく周辺農地への影響はないと考えます。

駐車場用地については、東西南北水路に囲まれています。水利組合の同意は得られています。盛土を行い種子散布により法面保護を行います。砕石敷にし、雨水排水は既設水路へ放流。汚水排水は発生しません。建物建築はないため、日照、通風の影響はなく、周辺農地への影響もありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 5月7日に現地確認を行い、理事長と面会しました。障がい児が増加傾向にあることもあり、鳥取市内で開設していた施設と現在の町内の施設とを統合し、八頭町を中心にして経営していきたいということです。入所できない子どももいるので、規模拡大を考えられているとのこと。今回の申請地の面積では十分とは言えないとのこと。私都川に隣接した土地ということもあり他にないか検討されたそうですが、他に許可がもらえる土地がなく、この申請地に決められたそうです。八頭町の障がい児に十分な対応ができるようにしていきたいと考えられています。周辺の農地への影響はないですので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで受付番号 1-1、2-2 については申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。
八頭町長から平成29年4月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の15ページから22ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 16 件、更新 11 件 合計 27 件です。面積は田 53,521 m²、畑 5,077 m²、雑種地 2,627 m² 合計 61,225 m²です。

雑種地の 2,627 m²は受付番号 64-25 の卵加工施設（農業用施設）に附帯する駐車場用地になります。農業用施設用地として利用権設定がされています。

中間管理事業分としては新規 2 件、更新 3 件 合計 5 件です。面積は田 18,707 m²、畑 905 m² 合計 19,612 m²です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 40-1 から 45-6 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問・意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 40-1 から 45-6 について申請どおり決定します。続きまして受付番号 46-7 について審議を行いますが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは受付番号 46-7 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問・意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 46-7 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 47-8 から 66-27、中間管理事業分受付番号 21-1 から 25-5 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで受付番号 47-8 から 66-27、中間管理事業分受付番号 21-1 から 25-5 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より平成 29 年 4 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 24-1 から 32-9 について説明します。 先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 19,612 m ² を借受け希望のありました 2 法人へそれぞれ 5,493 m ² 、14,119 m ² 配分するものです。 また、整理番号 29-6 については、平成 29 年 1 月から法人へ配分されていた農地ですが、地元の若手農業者に協力されるということで、農地の耕作を若手担い手に譲られることになり配分変更を行うもの

です。整理番号 30-7、31-8 については、平成 28 年 6 月から配分され耕作されていた担い手から今年度は耕作できないという申し出があり、近隣を耕作されていた地域の担い手へ配分変更を行うものです。整理番号 32-9 については、平成 29 年 4 月から法人に配分されていた農地ですが、1 法人が水稻、ネギの高地栽培を試験的に行いたいという希望があり、郡家地内で希望を満たす農地は姫路地域にしかないことから、その取り組みに理解を示された先に配分を受けていた法人が耕作を譲られることになり配分変更を行うものです。

議長（会長） この件につきまして意見質問はありませんか。

横山委員 先ほど事務局から説明のありました法人の取組ですが、海拔の高い農地で価値の高いものを作ってみるという冒険的な取り組みであるという話を伺ったことがあります。私は非常に良い取り組みであると思いました。

議長（会長） ありがとうございます。その他、意見、質問等ありますか。

澤田委員 議案書 25 ページの整理番号 29-6 についてです。法人から若手農業者への配分変更ということですが、賃借料についてはそのままスライドされるのでしょうか。切替の際には、契約の見直しはされないのでしょうか。

事務局 利用権設定では賃借料の変更は、所有者、耕作者で合意されましたら変更可能です。今回の配分変更につきましても、変更する際には農地の貸借に関する確認事項というものを、所有者、耕作者、鳥取県農業農村担い手育成機構の 3 者で取り交わします。その際に賃借料の変更希望がありましたら協議していただき、同意が得られましたら変更可能となります。

澤田委員 分かりました。

議長（会長） その他、意見、質問等ありますか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号 24-1 から 32-9 については、申請
どおり決定いたします。
以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議
を終了いたします。

事務局 すみません。先ほど議案第 3 号での説明について一部訂正をお願い
します。議案書 20 ページになります。受付番号を 66-27 までしか説
明しておりませんでした。受付番号 67-28 まであります。受付番号
67-28 につきましては、親子での使用貸借契約になります。農業者年
金受給のために経営移譲されている農地になります。受付番号 67-28
までを議案審議に追加していただきますようお願いいたします。

議長（会長） 受付番号 67-28 につきまして、異議はありませんか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 67-28 について申請どおり決定し
ます。
続きまして、日程第 7 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●農業委員・農地利用最適化推進委員選任進捗状況について
●4 月審議の転用案件について
転用計画変更申請 4 月 13 日付で許可
●委員名簿配布について
次回委員会は、6 月 13 日（火）午後 1 時 30 分から船岡地区公民館
で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第 2 回農業委員会を終了します。

終了（14 時 10 分）